**令和６年能登半島地震に係る被災代替家屋特例申告書**

年　　月　　日

（宛先）射水市長

　　　　　　　　　　　　　　　　〒

（申告者）住所又は所在地

(ﾌﾘｶﾞﾅ)

氏名又は名称

電　話　　 　　－　　 　 　－

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

個人番号又は法人番号

令和６年能登半島地震により滅失し、又は損壊した家屋に代わるものとして取得し、又は当該損壊した家屋を改築したので、地方税法第３５２条の３の規定に基づく減額の適用を受けるため、関係書類を添えて次のとおり申告します。

１　代替家屋

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| （納税義務者）所有者 | 住所（所在地） |  |
| 氏名（名称） |  |
| 被災家屋所有者との関係 | □本人 　　　□相続人　　　 □親族（三親等以内）□その他（　　 　 　　　　　　　　　　　）  |
| 代替家屋 | 所在地 | 射水市 |
| 家屋番号 |  | 種類（用途） |  |
| 床面積 | ㎡　 | 構造 |  |
| 取得・改築年月日 | 年　 月　 日 | 共有持分 |  |
| 取得の状況 | □新築家屋の取得　　　□既存家屋の取得　　　□被災家屋の改築□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　） |

２　被災家屋

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| （納税義務者）所有者 | 住所（所在地） |  |
| 氏名（名称） |  |
| 被災家屋 | 所在地 | 　　　　　　　　　 |
| 家屋番号 |  | 種類（用途） |  |
| 床面積 | ㎡　 | 構造 |  |
| 処分年月日 | 年　 月　 日 | 共有持分 |  |
| 現在の状況 | □解体　　　□売却　　　□その他（　　　　　　　）　 |

1　「代替家屋」とは、令和６年能登半島地震により滅失し、又は損壊した家屋に代わるものとして取得した家屋又は当該損壊した家屋を改築した場合における当該家屋をいいます。

2　「被災家屋」とは、令和６年能登半島地震により滅失し、又は損壊した家屋をいいます。

3　申告書は、１棟（区分所有家屋の場合はそれぞれの住戸）ごとに作成してください。

4　特例の適用要件、必要な添付書類については、裏面をご覧ください。

特例の適用要件

令和６年能登半島地震により滅失し、又は損壊した家屋に代わるものとして取得した家屋に係る固定資産税の特例の適用要件は、次のとおりです。

１　特例対象者

(1)　被災家屋の所有者（当該被災家屋が共有物である場合には、その持分を有する者を含む。）

(2)　被災家屋の所有者に相続が生じたときの相続人等

　(3)　代替家屋に被災家屋の所有者と同居する三親等内の親族

(4)　被災家屋の所有者に合併が生じたときの合併後存続する法人又は合併により設立された法人等

　　※　被災家屋の所有者とは、令和６年１月１日現在の所有者をいいます（震災時に家屋を自己所有しておらず、震災後に新たに家屋を取得された場合は、対象とはなりません。）。

２　代替（特例対象）家屋要件

(1)　被災家屋に代わるものとして取得した家屋

原則として被災家屋と種類（用途）又は使用目的が同一であるもの

(2)　被災家屋を改築した場合、被災した部分を取り壊し、補充部分を再構築（増築）したもの（修理は含まない。）で、改築後の価格が被災家屋の価格以上となるもの

３　被災家屋要件

(1)　令和６年能登半島地震により滅失し、又は損壊した家屋

原則として罹災証明書又は公費解体に係る被災証明書の判定が「半壊」以上であること、若しくは、令和５年度分の固定資産税において減免が適用されていること（損害割合２０％以上の被害を受けていること。）。

(2)　取り壊し又は売却等の処分がなされていること。

４　取得期限

令和６年１月１日から令和１１年３月３１日までの間に取得又は改築された家屋

５　特例対象範囲

被災家屋の床面積相当部分に係る固定資産税の税額について、取得の翌年から４年度分に限り、２分の１減額します。

共有名義の場合は、持分割合に応じて面積按分により算出します。

６　申告書の提出期限

代替家屋を取得又は改築した年の翌年の１月３１日まで

７　申告書の提出先

〒９３９－０２９４　富山県射水市新開発４１０番地１（本庁舎２階）

射水市役所　課税課　資産税係

添付書類

１　被災家屋が令和６年能登半島地震により滅失又は損壊した旨を証する書類

「罹災証明書(写)」、「公費解体に係る被災証明書（写）」、「減免決定通知書（写）」等

※　被災家屋が射水市に所在した場合は、提出不要です。

２　被災家屋が所在したことを証する書類

被災家屋が所在した市町村が発行する「令和５年度固定資産課税台帳(写)」、「令和５年度固定資産課税納税通知書（課税明細書を含む。）(写)」等

※　被災家屋が射水市に所在した場合は、提出不要です。

※　被災家屋が課税台帳に登録されていない場合は、別途、被災家屋の所在を確認できる書類が必要です。

３　被災家屋の処分を確認できる書類

　　解体した場合・・・「解体契約書(写)」、「解体完了通知書(写)」等

　　売却した場合・・・「売買契約書（写）」

４　その他

代替家屋の所有者が、被災家屋の所有者の相続人や被災家屋の所有者と同居する三親等内の親族又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人等であること証する書類

・　相続人の確認書類

「戸籍謄本(写)」

・　被災家屋の所有者と代替家屋に同居する三親等内の親族の確認書類

「戸籍謄本(写)」及び「住民票(写)」

　・　合併後存続する法人、合併により設立された法人等の確認書類

　　　「法人の登記簿謄本(写)」

※　必要に応じて上記以外の書類を提出していただく場合もあります。

※　必要に応じて被災家屋の所在した他市町村へ問い合わせをさせていただく場合があります。